患者さんへ
お薬についてのお願い

当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）へ切り替え処方しています。

病院で処方されるお薬には、先発医薬品とジェネリック医薬品（後発品）２つの種類があります。

【ジェネリック医薬品とは】

➢患者さんの医療費負担を減らすお薬です。

➢効き目も安全性も新薬と変わらない同等のお薬です。

➢厚生労働省は社会保障費の抑制策として、ジェネリック医薬品の使用を推進しています。

●上記の理由から、当院でも、ジェネリック医薬品へ切り替え処方しています。ご理解、ご協力をお願いいたします。

入院中持参薬（入院前に処方されている薬等）は厚生労働省の通知により原則使用できません。新たに処方したお薬を内服してください。

入院中の患者に対して使用する薬剤は、入院する病院において入院中に処方することが原則であり、入院が予定されている場合に、当該入院の契機となる傷病の治療に係るものとして、あらかじめ当該または他の病院等で処方された薬剤を患者に持参させ、当該病院が使用することは特別な理由がない限り認められない。（一部抜粋）（平成 28 年 10 月より）
（「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」）（平成 28 年 3 月 28 日　保医発 0318 第 2 号）第 33（2）より）

総合南東北病院

患者のみなさまへ

令和６年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

■ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合**は、**特別の料金をお支払いいただきます。**

■ この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の４分の１相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ

後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと

※ＱＲコードから厚生労働省ＨＰの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare